# 1 議 事 日 程(5日目)

[平成20年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成20年9月24日 午前10時開議 於議事室

- 日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(決算 特別委員会)
- 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について(決算特別委員会)
- 日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて (決算特別委員会)
- 日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第9 議案第65号 市道路線の廃止について (建設経済常任委員会)
- 日程第10 議案第66号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第11 議案第67号 筑慈苑施設組合への加入について (環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第68号 大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府 環境施設組合規約の変更について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第69号 太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について (総務文教常任委員会)
- 日程第14 議案第70号 太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について (総務文教常任委員会)
- 日程第15 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(各 常任委員会)
- 日程第16 議案第72号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に ついて(総務文教常任委員会)
- 日程第17 議案第73号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (総務文教常任委員会)

日程第18 議案第74号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)

日程第19 議案第75号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について (総務文教常任 委員会)

日程第20 議案第76号 太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について (総務文教常任委員会)

日程第21 議案第77号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について(総務文教 常任委員会)

日程第22 議案第78号 太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について(建設 経済常任委員会)

日程第23 議案第79号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条 例について (建設経済常任委員会)

日程第24 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について(各常任委員会)

日程第25 議案第81号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)

日程第26 議案第82号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)

日程第27 議案第83号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について (環境厚生常任委員会)

日程第28 議案第84号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)

日程第29 議案第85号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について(建設 経済常任委員会)

日程第30 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書 (環境厚生常任委員会) (平成20年6月上程分)

日程第31 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書(環境厚生常任 委員会)

日程第32 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書(総務文教常任委員会)

日程第33 意見書第6号 市民生活の利便性確保に関する意見書

日程第34 議員の派遣について

日程第35 閉会中の継続調査申し出について

#### 2 出席議員は次のとおりである(20名)

 1番
 原
 田
 久美子
 議員

 3番
 長谷川
 公
 成
 議員

 4番
 渡
 邊
 美
 穂
 議員

5番	後	藤	邦	晴	議員	6番	力	丸	義	行	議員
7番	橋	本		健	議員	8番	中	林	宗	樹	議員
9番	門	田	直	樹	議員	10番	小	栁	道	枝	議員
11番	安	部	啓	治	議員	12番	大	田	勝	義	議員
13番	清	水	章	_	議員	14番	安	部		陽	議員
15番	佐	伯		修	議員	16番	村	Щ	弘	行	議員
17番	田	Ш	武	茂	議員	18番	福	廣	和	美	議員
19番	武	藤	哲	志	議員	20番	不	老	光	幸	議員

# 3 欠席議員は次のとおりである

なし

# 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市		長	井	上	保	廣	副	1	f	長	平	島	鉄	信
教	育	長	關		敏	治	総	務	部	長	石	橋	正	直
協 働 推進担	のま 旦当部	ち ß長	三	笠	哲	生	市」	民生	活音	『長	関	岡		勉
健康福	畐祉剖	『長	松	永	栄	人	建	没経	済音	『長	木	村		洋
会計管 上下才			古	Ш	泰	博	教	育	部	長	松	田	幸	夫
総務・	情報調	果長	木	村	甚	治	経行	営企	画調	果長	今	泉	憲	治
市民	:課	長	木	村	和	美	福	祉	課	長	宮	原		仁
都市記	計画調	是長	神	原		稔	上	下水	道訓	果長	宮	原	勝	美
教 務	<b>課</b>	長	井	上	和	雄	文	化月	け 課	長	齋	藤	廣	之
監査委員	員事務	局長	井	上	義	昭								

# 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長		白	石	純	_	諱	事	課	長	田	中	利	雄
書	記	浅	井		武	書	:		記	花	田	敏	浩
書	記	茂	田	和	紀								

### 再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(不老光幸議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第1から日程第8まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第1、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程 第8、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題に したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) おはようございます。

決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月16日及び17日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力をいただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼を申し上げます。

平成19年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況であったが、あらゆる収入の財源確保 に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる施策や 事業の計画的推進に努め、一定の成果が上がったという報告がありました。なお、各会計とも に、審査の詳細な内容につきましては、後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の 関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますの で、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、行財政の効率化、財政の健全化を一層進め、市民サービスの低下を招くことがないよう、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきま しては、千円単位で報告をいたします。

まず、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成19年度の決算額は、歳入総額202億4,882万2,000円、歳出総額190億6,483万7,000円で、歳入歳出の形式収支11億8,398万5,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源9,316万3,000円を差し引いた実質収支についても、10億9,082万9,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、6億2,832万円の黒字となっており、実質単年度収支は9億8,256万2,000円の黒字決算となっています。地方債の残高は、平成19年度末では218億6,569万8,000円であり、前年度に比べ7.74%の減となっております。また、経常収支比率も97.8%で、昨年度から3.1ポイント改善したものの、厳しい状況であります。執行部に当たっては、この厳しい財政状況をさらに深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたすものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決 定しました。

次に、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成19年度の決算額は、歳入総額63億7,683万2,000円、歳出総額65億2,120万3,000円で、歳 入歳出差し引き1億4,437万1,000円の赤字決算となっております。歳入の基礎となります税収 を見ますと、収入未済額は4億2,254万1,000円で、5.6%の増となっております。このように税 収が伸び悩む中、医療給付費は年々増加しており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政状況 が続くことと予想されますので、事業の健全な運営により一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第2号は認定すべきものと 決定いたしました。

次に、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告 します。

平成19年度の決算額は、歳入総額58億8,631万7,000円、歳出総額58億8,325万8,000円で、歳

入歳出差し引きでは305万9,000円の黒字となっております。歳出の大半を占める医療費は58億296万3,000円で、前年度と比較しますと5.56%の増となっています。後期高齢者医療は、高齢化に伴う対象者の増加などにより、今後も医療費の増加が予想されることから、適正な受診や健康意識の高揚に向けた啓発、保健事業の推進になお一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第3号は認定すべきものと 決定しました。

次に、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」 報告します。

平成19年度の決算額は、歳入総額33億3,332万円、歳出総額32億4,315万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は9,016万7,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっています。また、実質単年度収支も黒字となっています。介護保険制度は年々進む高齢化社会にあって、対象者の増加等により、保険給付費が増大している状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第4号は認定すべきものと 決定しました。

次に、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について」報告をします。

平成19年度の決算額は、歳入総額879万6,000円、歳出総額864万8,000円で、歳入歳出の形式 収支額は14万8,000円の黒字となっていますが、実質単年度収支額は42万8,000円の赤字となっています。収入未済額は9,852万9,000円で、前年度に比較して1.99%増加しております。この 収入未済額は、貸付金の未収によるものであり、その回収率は4.95%で、前年度に比べ0.4ポイント低下している状況であります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第5号は認定すべきものと 決定しました。

次に、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成19年度の決算額は、歳入歳出総額それぞれ7,940万1,000円となっています。内容は、高雄公園用地購入費借入金の一部を償還し、財源は一般会計から繰り入れが行われています。この償還につきましては、平成16年度から平成19年度までの4カ年で償還をすることで計画されておりまして、計画どおり平成19年度をもちまして償還が完了したということです。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第6号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成19年度の水道事業における経営成績は、総収益額12億3,102万5,000円、総費用額11億 1,964万9,000円で、1億1,137万6,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流 動比率、酸性試験比率はともに低下していますが、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。また、水道使用料の収入率も上昇しており、なおかつ一般会計からの高料金対策補助金が廃止されたにもかかわらず、黒字経営が維持されており、水道事業における経営努力がうかがえます。今後とも将来に向かっての経営の効率化と安全で安定した水の供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第7号は認定すべきものと 決定いたしました。

次に、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成19年度の下水道事業における経営成績は、総収益額15億7,366万7,000円、総費用額15億4,768万2,000円で、2,598万5,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに上昇しており、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。しかしながら、施設整備や維持管理、また企業債の償還など今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、より効果的な収納対策を講じていただき、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第8号は認定すべきものと 決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました案件についての審査報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しております ので省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。 通告があっていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

- **〇2番(藤井雅之議員)** 認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ですが、決算特別委員会の中でも不用額の問題について絞って反対討論させていただきました。同様の理由でございますので、反対の意思表明にかえて討論を終わらせていただきます。
- 〇議長(不老光幸議員) 次に、13番清水章一議員。
- ○13番(清水章一議員) 賛成討論をさせていただきます。

私も、以前も申し上げましたが、非常に財政が厳しい中で、一つは市長が就任されて経常収支比率が100%を切ったと、これは一生懸命厳しい中で努力をされた成果と私は考えております。今後とも引き続き努力をしていただきたい。そして、さらに公債費に関しましては、約39億円、一方新たに借金する市債は約16億円ですかね、その中身も臨時財政対策費あるいは史跡地購入で約13億円、実質的な借金は大体1けた台、こういう意味において非常に努力をされ

ているなということを痛感いたしております。今後とも努力をされていかれることを望みまして、 、 賛成討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」本会議でも反対討論させていただきます。

決算特別委員会において執行部より決算書に対する附属書類、監査結果報告や議員要求による決算審査資料に基づいて審議をいたしました。決算認定ですから、当初予算や補正予算について各委員会において審議がなされ、どのように市民の税金や国、県の補助金、交付金予算が市民の福祉や教育に執行され、その成果と今後の諸課題が決算特別委員会で審議され、平成21年度の予算編成に対し、今後の市政運営に反映させ、充実した行政執行が望まれますが、市当局は予算編成に対して平成19年度の一般会計予算に対しては、当初大変厳しい状況下に置かれているとのことで、枠配分に対する予算編成、補助金の見直し、人件費の抑制、事業費、扶助費、需用費の見直しを初め、指定管理者制度の拡大、また市当局は議会経費についても財政事情悪化のため議会費に対しても減額を求められてきました。

決算認定では、経常収支比率97.8%、平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布後の結果は、連結決算で黒字、借金比率、将来の負担比率も安定しているとなっております。特に一般会計では、歳入歳出形式収支額11億8,398万4,562円の黒字を昨年度の繰越明許費事故繰越額を差し引いた実質収支額は10億9,082万1,084円の黒字、前年度実質収支額を差し引いても6億2,083万2,084円、その上財政調整積立金や取り崩しの差し引きや繰上償還金6億8,218万866円を実施した結果、実質単年度収支額は9億8,256万2,257円の黒字決算となっております。このことは、納税制度の控除制度の廃止や増税が強まったこと、その上、社会保障制度の負担増により市民の方々に対して負担が強まりました。特に、国の行政改革により、市民を初め、お年寄りに対する増税や社会保障制度に対する改悪が強まった結果であり、現在平成20年度の予算執行中ですが、市民負担は強まるばかりですので、この黒字要素を市民福祉、教育の充実に今後は重点を置くべきだと要求いたします。

また、平成19年度決算の中で、行政執行上評価すべき点もたくさんありますが、国の三位一体改革により市民が犠牲になったこと、予算執行上再三にわたり見直すべき予算支出の問題点も残されており、改善されませんので、反対討論といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対2名 午前10時20分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算 認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時22分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時22分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計 歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(19番武藤哲志議員「通告しておりませんが許可を願います」と呼ぶ)

- 〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) この水道事業会計については担当部から具体的に説明をいただき、私も質疑をさせていただきました。大変、水道事業、先ほど決算委員長の報告もありましたが、再三にわたりこの水道料金の問題について事業用の水道、一般家庭用と事業用については、市長から前向きの回答もいただいておりますし、早急に市民負担を軽減するためにぜひ実施をしていただくことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時25分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時25分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第9と日程第10を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第9、議案第65号「市道路線の廃止について」及び日程第10、議案第66号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

〇17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第65号「市道路線の廃止について」及び議案第66号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

最初に、議案第65号について報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は8路線です。久保田線、久保田3号線から8号線、関 屋2号線は通古賀土地区画整理事業が完成したことにより廃止するもので、久保田3号線と久 保田6号線は合わせて、次の議案第66号で再度久保田3号線とするとのことです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第65号は委員全員一致で可決するものと決定いたしました。

次に、議案第66号について報告いたします。

今回認定する路線は、土地区画整理事業の完成に伴い、組合から管理を引き継ぐ18路線、開発により帰属を受ける1路線、公園整備により整備された1路線、合計20路線です。

本議案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号は全員一致で可決するものと 決定いたしました。

以上で議案第65号及び議案第66号の報告を終わります。

〇議長(**不老光幸議**員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**不老光幸議**員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第65号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第66号「市道路線の認定について」討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第66号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第11、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」及び日程第12、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

**○8番(中林宗樹議員)** 9月2日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議 案第67号及び議案第68号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」ご報告いたします。

本議案は、市長からの提案理由のとおり、平成21年4月1日から火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するために筑慈苑施設組合規約により筑慈苑施設組合に加入するというものです。

主な内容は、これまで執行部より議会全員協議会等で報告されていましたとおりで、その後 8月19日に関係市町であります筑紫野市、春日市、大野城市、本市及び筑前町の長が一堂に会 し、加入にかかわる協定書の調印式が行われております。

質疑におきましては、執行部より太宰府北寿苑の今後の利用法については、基本的には大野 城太宰府環境施設組合で有効利用策を検討するということ、また、地元北谷区との協定・覚書 について、環境整備事業についてはほぼ計画どおり進行していることや、既に筑慈苑施設組合 への加入について地元説明会を開き、今後の協定・覚書の取り扱いについて協議を開始する基本合意はできているとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府 環境施設組合規約の変更について」ご報告いたします。

本議案につきましても、市長の提案理由のとおりで、筑慈苑施設組合加入に伴い、大野城太宰府環境施設組合で行っていました火葬業務を共同処理する必要がなくなるために変更されるものです。

本件につきましては、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第68号「大野城 太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更につ いて」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第67号、第68号の審査内容のご報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

- ○19番(武藤哲志議員) この問題について一般質問もしながらですね、北谷区に対する大変長い期間利用させていただきご協力もいただいておりまして、同じくまた継続という形で契約もしておった経過がありまして、そういう状況の中で行政として建てかえよりも筑慈苑に加入したほうがいいという形で議会に説明があって、再三議会全員協議会や議会で論議がされてきたところです。今後、最終的にはこれはもう行政側からですね、まず筑慈苑に対する加入だとかその費用はどうなのかというのは決算特別委員会の中でも質疑をさせていただいておりましたが、ただいま委員長の報告の中で新たに出てきたこの報告内容で、北谷の有効利用計画というのが報告されましたが、私ども北谷の北寿苑の有効利用計画なんていうのは説明を受けておりませんが、どういう有効利用をするのか、委員会では当然執行部から説明があれば、どんな有効利用計画をという形でですね、所管委員会で説明があり、執行部からまた私どもにも説明すべきと思うんですが、委員会ではどんな有効利用計画が説明なされたか、報告してください。
- ○8番(中林宗樹議員) 北寿苑の有効利用策については、委員より質問がありましたが、太宰府 北寿苑の跡地利用につきましては、土地の有効利用策は大野城太宰府環境施設組合で検討する ということになっていると、進めてまいるということで返事をいただいております。それ以上

の質疑応答はやっておりません。

- 〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) 跡地利用ということは、解体をするということに受けとめるわけですね。委員長としては、そういう大野城太宰府環境施設組合として跡地の有効利用という形で説明があったということですが、そういう跡地というか、あの施設を解体するというのは大変な金額が要るわけですよ。一般の廃棄物じゃありませんし、焼却施設ですから産業廃棄物としての完全マニフェストに基づいてやるんですが、こういう有効利用については委員会では解体をし、有効利用ということでそこまでですので、これから先委員長に質問してもですね、どんな経費がかかるとかどういうそういう審議はされてないようですので、改めて執行部からですね、説明を受けないといけないと思いますので、とりあえずこの施設解体というのは、今までの経過であるように、大野城太宰府環境施設組合のあれだけの建物を解体するのにも本当何十億円というお金が要るわけですが、北寿苑の解体にも大変な費用が要るという問題がありますので、改めて委員長報告を受けて執行部からの説明を今後受けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第67号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変 更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第68号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第13、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」及び日程第14、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

〇13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第69号及び議案第70号 について、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」は、関係条例の 条文繰り下げに伴う改正であるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第69号については、委員全員一致で 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」は、附属機関の 見直しに伴い、単独の条例を廃止し、当該審議会を附属機関として改めて設置するものである との説明がありました。

これに対して委員からは、条例を廃止して附属機関として設置した場合の審議会としての権限や委員の身分等について違いがあるのかとの質疑があり、執行部からは、審議会としての権限や委員の身分には何ら違いはないとの回答がありました。

討論については、賛成の立場から、今後は議会に対して事前協議をしていただきたいとの要望がなされております。

討論を終え、採決の結果、議案第70号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へ。

これから討論、採決を行います。

議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

日程第15 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につい て

〇議長(不老光幸議員) 日程第15、議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。 まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

太宰府市総合計画審議会については、条例の廃止に伴い、新たに附属機関として設置するものであること、太宰府市市史編さん委員会については、市史の発刊が終了したことに伴い、目的を再設定し、太宰府市公文書館構想調査研究委員会に改めるものであること、太宰府市学校施設開放運営協議会については、開催の必要がなくなったことに伴い廃止するものであること、太宰府市立学校週5日制推進委員会については、週5日制が定着したことに伴い廃止するものであること、太宰府市適応指導教室運営委員会については、文言の整理を行うものであることとの説明がありました。

委員からは、子供の安全面から今後の学校施設開放はどうなるのか質疑があり、執行部からは、条例や規則に基づき今後も関係者との協議、調整を行っていくとの回答がありました。

また、学校施設の開放についての関連質疑もありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第71号の当委員会所管分については、委員全員 一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

**〇17番(田川武茂議員)** 続きまして、議案第71号の建設経済常任委員会所管分について、審査 内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分としては、5つの附属機関に改正、廃止があり、それぞれ執行部より補足説明を受けました。

まず、太宰府市商工業振興対策協議会については、担任する事務内容の文言の表現を改める

ことにより改正するもの、次に太宰府市交通安全対策協議会については、会の目的である交通 安全教育の推進等は各団体で関係機関と連携して取り組まれていることから廃止するもの、次 に太宰府市緑地保護委員会については、委員会の目的を達成したことから廃止するもの、次に 太宰府市景観形成基本計画・緑の基本計画策定委員会については、本年5月に本市が景観行政 団体となり、新たに太宰府市景観計画策定委員会に移行するとして改正するもの、最後に太宰 府市まちづくり懇話会については、景観行政団体になるべくさまざまな意見をいただいたが、 昨年の12月に答申をいただいたので廃止するもの、以上の補足説明を受けました。

本案に対して、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号の当委員会所管分については、 委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

**〇8番(中林宗樹議員)** 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容 と結果を報告いたします。

当委員会の所管分につきましては、7つの附属機関に改正があり、それぞれ執行部より補足 説明を受けました。

まず、太宰府市献血推進協議会につきましては、福岡県が策定しています市町村別計画の説明を行っているのみで、協議する内容がないため廃止するもの、次に太宰府市障害者施策推進協議会につきましては、担任する事務の文章中の句読点を除き整理するもの、次に太宰府市高齢化対策協議会につきましては、平成18年度に太宰府市地域包括支援センターの中で協議会が設置されたことに伴い一本化され、以来現在まで一度も開催されていないことから廃止するもの、次に太宰府市老人ホーム入所判定委員会につきましては、判定に緊急を要するものでありますが、実際には市の判断で措置後に事後の持ち回りで追認しているという形で、現実的には委員会は開催されていないということで廃止するもの、次に太宰府市障害児保育事業を員会につきましては、所掌事務が市長の諮問に応じて保育所における障害児保育事業について審議し、結果を市長に答申するとなっていますが、今日では市長からの諮問等の事案もないということで廃止するもの、次に太宰府市障害児保育指導委員会につきましては、障害児の受け入れや保育等は入所の大半が急ぐケースが多く、委員会を開催せずに受け入れを前提として関係者、関係機関と面談を行って入所に結びつけている状況であり、委員会は開催されていないことから廃止するもの、次に太宰府市地域省エネルギービジョン策定委員会につきましては、計

画期間が平成25年度までとなっていますが、次期計画策定まで委員会の開催予定がないために 廃止するものであること、以上、執行部より補足説明がありました。

質疑では、太宰府市障害児保育指導委員会の廃止につきまして、委員より、この委員会を廃止しても以前と同様な対応をされるのかという質問に対し、入所の認証をするという前提で手続を行っているので従来と変わりなく対処していくという回答を得ています。また、太宰府市地域省エネルギービジョン策定委員会の廃止につきまして、計画期間の平成25年度までに新しい技術が進歩し、取り組みとして有効なものとなったときに新たにつけ加えるときのために必要ではないかという質問に対しては、環境問題を大きくとらえたところで太宰府市環境審議会もあり、スポット的に省エネルギー対策を総合的に考える必要が生じた場合は、それに合った委員会を発足するという回答を得ています。

質疑を終わり、討論では、今回の見直し後に残っている附属機関の中で、昨年の議会で設置 に反対した附属機関があるので反対を表明するという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第71号については、大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会所管分の報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

- ○4番(渡邊美穂議員) 太宰府市障害児保育指導委員会の廃止に関することで、一応入所を前提として協議が行われているということで考えていいのかということ、これは確認をさせてもらいますが、この委員会が廃止されるに当たってですね、今後例えば入所を前提として、今これからも事務をやっていくということですが、万一そういったことなかった場合とかは、市がちゃんとそれに対して指導を行ってくれるのかどうかということの議論があったのかということ。それから、現在の人数と昨年度までに比較して障害児が実際に何人入所されているのかということの増減についての質問は行われましたか。
- **〇8番(中林宗樹議員)** 最後の入所者についての質問の部分からお答えさせていただきます。

入所者については、現在公立2カ所、私立6カ所、計8カ所のうち6カ所で何らかの障害を お持ちの方が入所されている状況であるということで、6園で17名の方が今入所されていると いうことでございます。

それから、今までの取り扱いについての今後の取り扱いについてのどうであるかということでございますが、これにつきましては、今までの経過として大半が急ぐケースが多いことから、委員会を開催することなく、受け入れを前提として子育て支援センターの所長、担当者さらに入所予定の保育所、それから保育園の所長、園長、市民などで、保護者と本人との面談を行って入所に結びつけているということで、今後とも従来と変わりなく対処していくというふうに考えておりますという回答をいただいております。

- O議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。
- ○4番(渡邊美穂議員) 答弁漏れなんですけども、増減については質疑等は。
- ○8番(中林宗樹議員) はい。
- **〇4番(渡邊美穂議員)** 障害児の入所者数、数は17名でしたが、その前の年とかの増減について の質疑等は行われてますか。
- **〇8番(中林宗樹議員)** はい、済みません。それについては質疑はあっておりませんので、数字が出ておりません。
- ○議長(不老光幸議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

- 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例 について」ですが、先ほど委員長報告の中でもありましたけども、附属機関を整理した後に残 る附属機関の中に、昨年12月議会で設置に反対した附属機関がありますので、本提案の議案に は反対を表明いたします。
- 〇議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) 同じ会派の議員が反対をしているんですが、もう少し何の附属機関がどうなのかも具体的にしなきゃいけないと思いますが、所管委員会では私は所管分については賛成をいたしました。それは、太宰府市同和教育推進委員会というのは、教育上やはり必要です。ところが、環境厚生常任委員会の所管の中にあります太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会というのは、やはり人権は大切にしなきゃいけませんし、やはり人権を守る立場でこれは必要だと思うんですが、同じように太宰府市人権同和問題啓発推進会、このよく似たような内容ですが、この中に国連10年という問題についても、これに基づいて具体的にやはり同和問題の解決に努力をしてきましたが、平成13年に同和問題についてはあらゆる終結をし、一般対策に移行をいたしているところであります。そのために、私はやはりこういう同和問題を早期解決という問題についてはですね、人権問題とそれから教育上で解決すべきという形で、環境厚生常任委員会の所管の中であります太宰府市人権同和問題啓発推進会は本来廃止すべきだという立場で、この部分については反対をし、所管委員会では賛成をいたしておりますので、この部分は反対、全体的に見て委員会は賛成しておりますので、賛成をすると。何かこうすっきりしないような状況ですが、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。
- ○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する各委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長報告のとおり原案可決 することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対1名 午前11時00分〉

○議長(不老光幸議員) ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時15分

〇議長(不老光幸議員) 休憩前に続き再開します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

日程第16から日程第21まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第16、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第21、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

O13番(清水章-議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第72号から議案第77号 までについて、その審査内容と結果を一括して報告をします。

まず、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、国家公務員の人事院規則の例に準じて、無給の組合休暇を新設するものであること、取得できる条件として、組合の業務に従事する場合において年間30日以内とするとの補足説明がありました。

委員から、職員労働組合との協議結果及び無給休暇の対象範囲や予想される年間取得日数などについて質疑があり、執行部からは、職員労働組合とは合意したこと、また組合休暇の対象は組合員全員であるが、実際に取得が予測されるのはほとんどが三役といわれる組合役員であり、予想される取得日数については7日程度であるとの回答を受けました。

そのほか、関連した質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号については委員全員

一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、再度の育児休業ができる条件を追加するものであること、育児休業した職員の勤務復帰後における号給の調整について、育児休業中も勤務したものとみなす期間を「2分の1」から「100分の100以下」とするものであること、部分休業に関する規定の整備を行うものであることとの補足説明がありました。

委員からは、職員労働組合との協議結果及び号給の調整方法について質疑があり、執行部からは、組合とは合意していること、また号給の調整については、育児休業した期間も勤務したものとみなすとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号については委員全員一致で 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」報告をします。

地方自治法の一部改正に伴い、議会議員の報酬とほかの行政委員会の委員報酬の違いを明確にするため、「報酬」とあるのを「議員報酬」に改めるものとの説明がありました。

2議案ともに、委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第74号及び議案第75号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」報告します。

社会教育法の一部改正により、公民館運営審議会の設置義務がなくなったこと、また審議事項も発生していないことなどから、公民館運営審議会を廃止するものであるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第76号については委員全員一致で原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」報告を します。

今回の改正は、本年11月17日の住居表示実施により、吉松共同利用施設の住所の表示を改めるものであるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第77号については委員全員一致で原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第72号から議案第77号までの報告を終わります。

#### ○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

- ○16番(村山弘行議員) 今、委員長の報告の中で議案第72号の新設されました組合休暇の件で、大方三役が対象で日数は約7日程度だろうというご答弁があったということですが、第15条の2、3の該当する部分であれば、基本的に任命権者である長になろうと思いますが、組合休暇を与えていくという基本的なことは押さえられたのかどうなのか、そういう議論がありましたかどうかですね、基本的に付与するというのが原則であるということの議論があったかどうか、その点があればご回答願いたいと思いますが。
- ○13番(清水章一議員) 範囲についてはありました。休暇の申請が出た場合の権限あるいは義務、このことにつきましては、対象はもう一般組合員ということでございます。それで、所属長に申請をすれば認めざるを得ないのかという質疑もありました。その中で、休暇の申請が出た場合の権限については義務として与える、あるいは権利として持っておるということではなくて、あくまでも承認制度、休暇の承認制度の中でいきますので、認めるか認めないかは市長のほうの最終的な権限の範囲の中に入っておるという確認をいたしております。範囲としては、一般組合員まで入るということで、対象とは考えておるという答弁をいただいております。
- 〇議長(不老光幸議員) 16番村山弘行議員。
- ○16番(村山弘行議員) もちろんそのとおりだろうと思いますが、理解として基本的には付与 されるというふうに理解をして、議論の流れとしてそういうふうに理解をしとってよろしいん でしょうか。
- ○13番(清水章ー議員) 執行部の答弁によれば、そういうことでいいと私は思っております。 (16番村山弘行議員「はい、結構です」と呼ぶ)
- 〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。 16番村山弘行議員。
- ○16番(村山弘行議員) 議案第73号の件について、特に6条の見出しの部分で育児期間の100分の100以下の換算率によってというふうになっておりますが、考え方として100分の100というふうに理解をして、以下という部分がついていますけども、100分の100というふうに理解をしていいのかどうか。委員長の先ほどの報告でも大体そういうようなご報告やったというふうに理解しておりますが、そのような議論の中で100分の100以下というふうになっていますが、もう実質100分の100ということで理解していいのかどうなのか、そういう議論があったのか報告を加えてお願いをしておきたいと思います。
- ○13番(清水章一議員) 100分の100以下という形になっております。これは、法改正がなってますので、そのとおりにこちらのほうでも合わせて書いたということでございます。今、言いましたように、この100分の100以下の場合はどのようなケースが起きるかということの質問があっております。執行部のほうとしては、100分の100以下のことについては、基本的に今のところどういう場合が100分の100以下という以下に相当するのかというのは明確になっておりませんと、その辺の裁量の余地を残したのかなとは思いますけども、組合との話との中では、今

まで2分の1というストレートな数字が出ておりましたと。本来の2分の2という言い方でいいんじゃないかというので、市としての解釈上、私どもは100分の100ということでの運用では、実際はそれでいくというふうに考えておりますという確認をとっております。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第74号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時26分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。 (全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第74号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時28分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第76号「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例 について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

#### 日程第22と日程第23を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第22、議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」 及び日程第23、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正 する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

〇17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」、一括をしてその主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第78号、さきの議案第71号の中で緑地保護委員会を廃止するようにしているので、それに伴って条文の文言の整理を行うものであるとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第78号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと

決定いたしました。

次に、議案第79号については、本年11月から実施する住所表示の実施に伴って施行地区の名称を変更するものであるとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第79号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと 決定いたしました。

以上で議案第78号及び議案第79号の報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第78号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第79号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程 の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

# (全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第24 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

〇議長(不老光幸議員) 日程第24、議案第80号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。 まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

〇13番(清水章-議員) 本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第80号「平成 20年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分について、その主な 審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、2款1項8目契約管理費の委託料、賃借料485万円については、契約管理システムの変更に係る補正であります。

委員からは、入札制度改革の進捗状況について質疑があり、執行部からは、一般競争入札等 試行を重ね、できれば平成21年度から実施したいとの説明がありました。

次に、同じく2款1項9目財政調整基金費の基金積立金は、平成19年度の実質収支の黒字分から6億円を財政調整資金積立金に積み立てるものです。

委員からは、減債基金への積み立てを検討しなかったのか質疑があり、執行部としては、万 が一の災害に備えることを第一義としているとの説明がありました。

次に、2款2項1目企画総務費のまちづくり推進費300万円は、第五次総合計画策定業務の 委託に係る費用であります。

委員からは、議会として意見を表明する場を設けてほしい。また、協働のまちづくりの観点から、市民をいかに巻き込んでいくかを十分考慮してほしいとの意見が出されました。

次に、10款4項7目文化財保護・活用費、文化財総合的把握モデル事業関係費860万円については、国が行う歴史的文化基本構想策定のためのモデルケースとして、全国25の市町村が文化庁から委託を受け、本市では太宰府市市民遺産推進計画の策定等を行うものであります。

続いて、歳入の主なものといたしましては、14款3項3目教育費委託金860万円、先ほどの 文化財総合的把握モデル事業に係る費用として文化庁から委託金として交付されたものです。

次に、18款1項1目基金繰入金、まほろばの里づくり事業基金繰入金300万円ですが、先ほどの第五次総合計画の策定に業務委託に全額充当されるものです。

終わりに、債務負担行為の補正についてです。

契約管理システムの保守委託料及び賃借料として、平成21年度から平成24年度まで合計

4,176万円を限度額とするもの、第五次総合計画の策定業務委託料が平成21年度から平成22年度までで650万円を限度額とするものが計上されております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第80号の当委員会所管分については、委員全員 一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番(田川武茂議員) 続きまして、議案第80号の建設経済常任委員会所管分について、その 主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、7款1項4目の観光費の観光宣伝関係費200万円が増額補 正されております。

執行部からの補足説明では、国立博物館の開館3周年を迎え、開館前と開館後を比較し、国立博物館が及ぼす経済効果を測定すると同時に、来場者から要望、満足度の情報を収集して、 今後の来場者プロモーション戦略に役立てるための調査委託料として増額補正するものである とのことでした。

委員から、市単独で太宰府に限って調査を行うとのことであるが、国立博物館ができたということで他の自治体にも波及効果がかなりあると考えるが、例えば県とタイアップし、もう少し面を広げて調査を行うというような議論はなかったのかとの質疑に対して、執行部から、太宰府に限って太宰府天満宮と九州国立博物館があることによってどうなのか、太宰府での効果というものを調査するということに落ちつき、他との連携というところまでは論議しなかったとの回答がありました。

さらに委員から、せっかく委託するのであれば、これが500万円、1,000万円の効果を生むような調査結果を出してもらいたいとの意見もありました。

このほか、8款4項1目都市計画総務費、景観まちづくり関係費の委託料として200万円が 増額補正されております。

執行部からの補足説明では、市内幹線道路の広告物の実態把握のための調査委託料として増 額補正するものであるとのことでした。

委員から、この調査は何を調査するものなのか、専門の業者に頼んで行うべき調査なのか質 疑があり、執行部からは、幹線道路の広告の現況を把握して、地域に地区によって統一性や色 や大きさ等を科学的に調査し、今後定める景観計画、さらに屋外広告物の規制などにつなげて いくことを考えており、基礎的な調査ととらえているとの回答がありました。

続きまして、歳入の主なものとしては、12款2項4目土木費負担金として914万6,000円が補 正されており、これは水城橋の改修工事が終了したことにより、工事費と委託料の2分の1を 大野城市に負担していただいたものであるとの説明がありました。

また、地方債の補正についても、審査をいたしました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第80号の当委員会所管分については、委員全員 一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

**○8番(中林宗樹議員)** 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容 と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出では、2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費では、住 民基本台帳カード作成のための需用費の増額、また窓口の混雑を解消するための委託職員1名 増員分の委託料の増額。3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉総務費では、看護学校跡地の 福祉施設に関する需用費の計上、前年度取り崩した基金へ前年度の繰越金からの積立金の計 上、また国民健康保険事業特別会計の出産育児一時金の増額補正の財源としての法定繰出金の 増額。後期高齢者医療費では、後期高齢者医療費特別会計の人件費の増額補正に対する繰出金 の増額となっています。同じく、2項児童福祉費、児童福祉総務費では、人事異動による職員 減に対する事務補助員充当のための賃金計上。児童措置費では、児童手当の支給対象者の増加 による増額。保育所費では、保育所入所児の増加に伴う保育士の賃金及び退職者補充の嘱託調 理員の賃金の増額となっています。4款衛生費、1項保健衛生費、母子保健費では、妊産婦健 康診査を10月以降の出産予定者から5回に増やすため、また当初の見込みより対象者が増加し ているため、1,500万円の増額補正となっています。5款労働費、1項労働諸費では、シルバ 一人材センターにおいて剪定枝葉のチップリサイクル事業を行うことから、粉砕機にかかる費 用として補助金を増額補正しています。10款教育費、4項社会教育費、女性センタールミナス 費では、指定管理者である財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団にて給与規程の一部を変更 し、増額されましたので、不足を生じたことから指定管理料を増額補正するものです。

歳入につきましては、歳出に伴う補正となっております。

審査は、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠

等、不明な点について確認いたしました。

本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第80号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**不老光幸議**員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。

本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時46分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第25から日程第27まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第25、議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について」から日程第27、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第81号から議案第83号の 審査における主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,060万5,000円の追加補正がなされております。

その主な内容は、歳出につきましては、1款総務管理費、1項レセプト完全電子化による委託料の増額及び団体負担金単価引き上げによる増額。2款保険給付費、4項出産育児一時金の対象者増による増額。5項葬祭費の増額。4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金の負担金の調整額の変更による増額。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費のデータ管理及び受診券の発行委託料の増額。2項レセプトの電子化に伴う審査体制の充実のための1名増員分の委託料の増額。11款諸支出金、1項平成19年度の精算返還金の計上。

以上でございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の過年度分の追加交付金。6款県支出金、2項2目県財政調整交付金の追加交付金。9款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計でも報告しましたが、出産育児一時金の増額補正に伴う法定繰出金の繰り入れでございます。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員 一致で議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」ご報告します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ780万8,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては1款総務費、1項総務管理費の職員給与費については、職員の1名増員による人件費の増額で、歳入につきましては、3款繰入金で、歳出の人件費分を一般会計より繰り入れたということです。

執行部の補足説明を終わり、質疑はなく、討論において後期高齢者医療特別会計については、3月議会以降関連の条例等には反対していたが、今回の部分は職員の人件費だけなので、制度自体にはあくまでも廃止を求める立場であるけれども、本提案の部分については賛成するという討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員全員一致で議案第82号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,574万4,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳入につきましては、7款繰越金、前年度の純繰越金として5,574万4,000円、歳出につきましては、1款総務費、庶務関係費で返還金468万6,000円、7款基金積立金では歳入から1款の額を差し引いた残りを介護給付費支払準備基金積立金として5,105万8,000円を計上しています。

執行部からの説明を終わり、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第81号から議案第83号のご報告を終わります。

〇議長(**不老光幸議**員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第81号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第82号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」 討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時54分〉

- ○議長(不老光幸議員) 次に、議案第82号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」通告があっていますので、これを許可します。
  - 2番藤井雅之議員。
- O2番(藤井雅之議員) 議案第82号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)について」ですが、先ほど委員長報告の中でもありましたけども、この間一貫して後期 高齢者医療制度に関する条例、補正予算等には特別会計のほうには反対してきておりますけど も、今回提案されております部分は、市役所で関連業務に従事しておられます職員の方の人件 費だけしか計上されておりませんので、本提案の部分については賛成いたしますけども、あく までもこの後期高齢者医療制度は廃止を求める立場だというのは揺らぐことはないということ だけ一言述べさせていただいて賛成の表明といたします。
- ○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) この職員1名増員というのは、事務が大変だと思います。10月から社会保険や市の職員の共済組合に入っている方々の年金天引きが始まります。当然減額して猶予期間もあるわけですが、こういう実務をするために職員を配置せざるを得ないと。しかもまた、行政としても本当にこの後期高齢者医療問題については事務の煩雑といいますか、新たに舛添厚生労働大臣が次期国会で後期高齢者医療制度を老人医療制度にまた戻したいというような発言もされております。大変、私ども参議院で4党でこの後期高齢者医療制度反対をする法案を出しておりまして、昨日麻生さんがこの福岡から総理に選ばれて、国会の中で論議をされると思うんですが、本当に後期高齢者医療制度をもとに戻すこと、それが一番必要です。ただ、この職員1名というのは、そういう年金天引きのためにこの事務の必要性があって、大変なさまざまな事務があるために給与を追加ということで所管委員会で同じ会派が賛成をしておりますので、私も同意をせざるを得ません。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時58分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**不老光幸議**員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時59分〉

○議長(不老光幸議員) ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

〇議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第28と日程第29を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第28、議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び日程第29、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

〇17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第84号「平成20年度太 宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び議案第85号「平成20年度太宰府市下水 道事業会計補正予算(第1号)について」一括してその主な審査の内容と結果を報告いたしま す。

まず、議案第84号について、今回の補正内容は、水城浄水場老朽化に伴い、地上工作物、金属部分を撤去するための固定資産除去費として1,495万1,000円を増額補正するものと説明がありました。

本案に対して、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第84号は委員全員一致で原 案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号についてです。

補正の内容は、四王寺林道の中にあるし尿処理運搬業者の施設が下水道整備されていないため、事務所のところまで220m管渠を延伸するもので、委託料と工事請負費の合計1,600万円を増額補正し、財源については建設企業債を95%充てるとの説明がありました。

委員からは、当初なかった予定が入ったのか、また工事期間はどのくらいになるのか質疑がありました。この業者の所在地は、汚水の整備地域になっており、本年度当初予算に計上してなかったが、現地で事務所から石けん水等流れているのを確認したので、林道や河川の水質汚濁を防止するために整備を行うものであること、工事は年内に完成予定をしているとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第85号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第84号及び議案第85号の報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第84号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時04分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第30 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書

○議長(不老光幸議員) 日程第30、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

**〇8番(中林宗樹議員)** 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号の審査における主 な内容と結果をご報告します。

本請願につきましては、6月議会におきまして継続審査となっておりました案件です。

本請願に対する協議におきましては、本請願は平成18年度の経常収支比率が100.9%と上昇傾向にあったので、平成19年度の決算状況を確認した上で判断したいということであった。平成19年度の報告によると、財政の健全化判断比率はいずれも良好な数字を示しており、今後も継続的な予算確保が可能と考えられるとの意見が述べられました。

協議を終わり、討論はなく、請願第2号については、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 本件に関しましては、公明党といたしましても非常に苦慮いたしましたが、5回にするということはもともと我が党も市のほうに申し入れをいたしておりましたので、この回数に関することに関しましては本件に関してもちろん賛成の立場でありましたが、今回環境厚生常任委員会で1回継続審議となり、今回全会一致でこの請願賛択されましたので、それを尊重して公明党としても本案は賛成をさせていただきたいと、そのように思っております。

しかしながら、まだ回数は5回であります。今回、舛添大臣も14回まではぜひやっていただきたい旨を全国に発信をされております。あくまでも5回は通過点であり、最小限度の回数であり、我々はあくまでも14回をかち取るまで戦いを進めていきたい、このことを申し述べて賛成討論とかえさせていただきます。

以上。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

### 日程第31 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

O議長(不老光幸議員) 日程第31、意見書第4号「太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第4号の審査における 内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第4号については、採決の結果、委員全員一致 で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時11分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第32 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

〇議長(不老光幸議員) 日程第32、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第5号「地方財政の 充実・強化を求める意見書」について、審査内容と結果を報告します。

この意見書について委員に意見を求めたところ、税源移譲がなされていない中、地方自治体の財政は大変厳しいものがあるので、ぜひ意見書を提出すべきだとの意見がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第5号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

### 〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時13分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第33 意見書第6号 市民生活の利便性確保に関する意見書

〇議長(不老光幸議員) 日程第33、意見書第6号「市民生活の利便性確保に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番小栁道枝議員。

[10番 小栁道枝議員 登壇]

〇10番(小柳道枝議員) 意見書第6号「市民生活の利便性確保に関する意見書」。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

なお、提出者は私、小栁道枝、賛成者、佐伯修議員、同じく大田勝義議員でございます。

昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は政府出資 100%の日本郵政株式会社のもとに4つの株式会社に民営分割化され、約1年が経過いたしま した。

郵政民営化関連法律では、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期することと 定められています。

しかしながら、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便時間外窓口業務の廃止、ポスト取り集めの一時 廃止、送金決済サービスなどの大幅な料金値上げ、公共施設などに設置されているATM撤去 など、市民生活において大きなサービス低下となっており、郵政民営化法に背く内容だ、将来 今までどおり郵便局が利用できるのかといった地域住民からの不安の声が多く寄せられていま す。

よって、国においては、郵便局で今までと同様のサービスが変わらず受けられるよう、民営 化後のユニバーサルサービスを確保、充実させ、市民生活にとっての重要なライフライン、国 民にとってのセーフティーネットが維持されるよう必要な措置を講じることを強く要望いたし ます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣でございます。よろしく お願い申し上げます。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

- ○4番(渡邊美穂議員) 済みません。この意見書の下段のほうにあります、よって、国においては郵便局で今までと同様のサービスが変わらず受けられるようという内容がありますが、これについては、今後行われるであろうと予想されてます株式上場等に伴いまして委託料の減額などによってその郵便サービス事業がサービスの低下が起こらないようにというふうに解釈してよろしいでしょうか。
- **〇10番(小柳道枝議員)** ただいま渡邊議員がありましたように、そのようにとらえております。
- ○議長(不老光幸議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番(清水章ー議員) 賛成の立場で討論させていただきます。

昨日自民党と公明党が連立政権の合意を交わしました。その合意文書の中に、公明党といた しましても自民党さんのほうに申し入れしたわけですが、郵政三事業の改善をうたっとりま す。ユニバーサルサービスの確保、利便性の向上等を図るための改善を行う、こういう合意文 書を盛り込みました。よって、ここにあります市民生活の利便性確保に関する意見書につい て、我々公明党としても賛成をいたしますし、これからの改善に関しまして、我々も努力をし ていきたい、こういうぐあいに決意をいたしておりますので、賛成討論とさせていただきま す。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時18分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第34 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第34、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第35 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第35、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。 別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出があっております。 別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

**〇議長(不老光幸議員)** 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。 お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成20年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** 異議なしと認めます。

したがって、平成20年度太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時19分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため ここに署名します。

# 平成20年11月21日

太宰府市議会議長 不 老 光 幸

会議録署名議員 佐伯 修

会議録署名議員 村山弘行